

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 「大阪府国民健康保険運営方針」に新たに盛り込む内容や事業の進捗管理及び標準保険料率等を、大阪府・市町村等で検討するため、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 調整会議では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 都道府県国民健康保険運営方針に盛り込む内容に関する事項
- (2) 国民健康保険事業費納付金の算定ルール等財政運営に関する事項
- (3) 標準保険料率等に関する事項
- (4) その他、国民健康保険事業に関する事項

(組織)

第 4 条 調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長会から選出される職員
- (2) 町村長会から選出される職員
- (3) 大阪府国民健康保険団体連合会職員
- (4) 大阪府健康医療部健康推進室職員

2 調整会議に座長 1 名を置き、構成員の互選により選任する。

3 調整会議に副座長 1 名を置く。副座長は、構成員の中から座長が指名することにより選任する。

4 座長は調整会議の会務を総理し、会議の議事進行を行う。

5 座長に事故があるときは、副座長が座長の職務を代理する。

6 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

(下部組織)

第 5 条 調整会議にワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループは、第 4 条第 1 項各号に規定する職員及び座長が指名する市町村の職員で構成する。

3 第 4 条第 2 項から第 6 項までの規定は、ワーキング・グループについて準用する。この場合において、「調整会議」とあるのは、「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。

(任期)

第 6 条 第 4 条第 1 項各号及び第 5 条第 2 項に規定する者の任期は 1 年とする。なお人事異動等により変更が生じた場合には、後任者が前任者を引き継ぐこととし、任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 7 条 調整会議の庶務は、大阪府健康医療部健康推進室国民健康保険課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。